

## 都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	宮城県	担当部署	農政部農山漁村なりわい課
-------	-----	------	--------------

### I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

#### 1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	209	協定	2,096	ha	32,468	万円
a 基礎単価の対象	79	協定	408	ha	5,013	万円
b 体制整備単価の対象	130	協定	1,656	ha	26,008	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	0	協定	0	ha	0	万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	4	協定	33	ha	670	万円
(c) 集落協定広域化加算	5	協定	84	ha	253	万円
(d) 集落機能強化加算	3	協定	101	ha	278	万円
(e) 生産性向上加算	8	協定	208	ha	625	万円
イ 個別協定	7	協定	125	ha	735	万円
a 基礎単価の対象	4	協定	33	ha	110	万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象	3	協定	93	ha	625	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	0	協定	0	ha	0	万円
合計	216	協定	2,221	ha	33,202	万円

#### 【参考】

R3年耕地面積※	81,976	ha
----------	--------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

#### 2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	16	人	10	ha	155	万円

#### 【参考】

ア 協定参加者数	3,388	人
イ 交付金配分額	32,542	万円
a うち個人への配分	17,486	万円
b うち共同取組活動	15,056	万円

## Ⅱ 都道府県による評価結果

### 1. 評価項目に対する都道府県の評価

#### (1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	135	68	4	1
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	123	82	2	1
b 水路・農道等の管理	141	65	1	1
c 多面的機能を増進する活動	138	67	2	1
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	10	114	6	
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	9	18	103	
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算		1		
c 急傾斜農地保全管理加算	3	1		
d 集落協定広域化加算	1	4		
e 集落機能強化加算	1	3		
f 生産性向上加算	2	6		
オ 全体評価	優	良	可	不可
	99 (47%)	102 (49%)	6 (3%)	1 (0%)

#### 1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

不可の1協定については、令和5年度から令和6年度（最終年度）まで公共工事により全農用地が土砂置場となり、活動実施が困難となるものである。

201の協定（優99協定、良102協定）では、計画どおりの取組が実施されており、令和6年度までに目標を達成することが期待できる。また、取組に不安がある6協定については、市町村の指導・助言により令和6年度までの目標達成が見込まれる。

#### ア、イ、エ

- ◎:最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- :最終年においても活動の実施が見込まれる
- △:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×:最終年においても活動の実施が困難

#### ウのa

- ◎:最終年までに作成が確実に見込まれる(作成済み)
- :最終年までに作成が見込まれる
- △:最終年までの作成に不安がある
- ×:最終年までの作成見込みが立っていない

#### ウのb

- ◎:作成済み
- :最終年までに作成が見込まれる
- △:最終年までの作成に不安がある
- ×:最終年までの作成見込みが立っていない

#### オ【全体評価の基準】

- 優:評価項目のアからエが◎又は○であること
- 良:評価項目のアからエに×がなく、アとイ及びエに△がないこと
- 可:評価項目のアからエに×がないこと
- 不可:評価項目のアからエに×があること

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	6	1		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	6	1		
b 水路・農道等の管理	6	1		
c 多面的機能を増進する活動	6			
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	1	1		
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	7 (100%)	(0%)	(0%)	(0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

個別協定については、全7協定で計画どおりの取組が実施されており、令和6年度までに目標を達成することが期待できる。

1について第三者機関の意見【必須】

令和6年度の目標達成に向け、市町村の指導・助言が適切に行われるように関係機関のサポートが必要である。

ア, イ  
◎:最終年においても活動の実施が確実に見込まれる  
○:最終年においても活動の実施が見込まれる  
△:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる  
×:最終年においても活動の実施が困難

ウ, エ  
◎:最終年までに目標達成が確実に見込まれる(目標達成済み)  
○:最終年までに目標達成が見込まれる  
△:市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる  
×:市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

オ【全体評価の基準】  
優:評価項目のアからエが◎又は○であること  
良:評価項目のアからエに×がなく、アとエに△がないこと  
可:評価項目のアからエに×がないこと  
不可:評価項目のアからエに×があること

## 2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

### (1) 集落協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 集落マスタープランに係る活動	2			1	1	1			1	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動						1			1	
b 水路・農道等の管理						1				
c 多面的機能を増進する活動	1			1		1				
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み	3	6			5					
b 地区の作成状況	38	94			54		5			25
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
a 棚田地域振興活動加算										
b 超急傾斜農地保全管理加算										
c 集落協定広域化加算										
d 集落機能強化加算										
e 生産性向上加算										

### (2) 個別協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項										
エ 加算措置 （超急傾斜農地保全管理加算）										

A: 話し合いによる活動内容の徹底

B: 目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等

C: 専属の担当者やチームによる徹底した活動

D: 協定参加者以外も含めた地域全体による活動の推進

E: 市町村・JA等の関係機関とも連携した活動の推進

F: 近隣の集落や協定とも連携した活動の推進

G: 農業法人や地域の担い手とも連携した活動の推進

H: 農外の組織・団体とも連携した活動の推進

I: 活動内容の見直し(加算措置以外の項目)

J: その他( )

### 3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

#### (1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	204		9 (4%)	55 (27%)	140 (69%)
	うち集落戦略	126	25 (20%)	76 (60%)	17 (13%)	8 (6%)
	R 3年度	208		7 (3%)	22 (11%)	179 (86%)
	うち集落戦略	130	11 (8%)	42 (32%)	46 (35%)	31 (24%)

#### 3の(1)について都道府県の所見【必須】

令和3年度には前年度に比べ話合い回数が増加したが、より一層、話合いを活性化させる必要がある。  
また、集落戦略の話合いについても若干増加傾向であるが、集落戦略作成に至るまでの話合いが十分に確保出来ていない状況である。

#### (2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	101 協定	77.7 %
② 協定参加者以外の集落の住民	7 協定	5.4 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	6 協定	4.6 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	1 協定	0.8 %
⑤ 協定役員のみ	31 協定	23.8 %
⑥ 話合いをしていない	3 協定	2.3 %

#### 3の(2)について都道府県の所見【必須】

協定参加者のみの話合いに留まっている協定が多いことから、非農家、関係機関の担当者、専門家等、広い参集範囲のもとに合意形成を図っていくことが必要である。

#### 3について第三者機関の意見【必須】

集落戦略の作成に当たっては、幅広い参集範囲で合意形成を図るため、専門的知識を有する方々の参画など、必要な外部支援を図りながら取り組む必要がある。

#### 4. 市町村に要望する支援内容

##### (1) 集落協定

##### (2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	127	協定 60.8 %	① 協定書作成に係る支援	3	協定 42.9 %
② 集落戦略作成に係る支援	104	協定 49.8 %	② 目標達成に向けた支援	4	協定 57.1 %
③ 目標達成に向けた支援	36	協定 17.2 %	③ 集落協定の立ち上げに 向けた支援		協定 0.0 %
④ 協定の統合・広域化への 支援	9	協定 4.31 %	④ 協定対象面積の拡大に 向けた支援	2	協定 28.6 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支 援	87	協定 41.6 %	⑤ 事務負担軽減に向けた 支援	2	協定 28.6 %
⑥ ①～⑤以外の支援	6	協定 2.87 %	⑥ ①～⑤以外の支援	1	協定 14.3 %
⑦ 特に支援を要望しない	30	協定 14.4 %	⑦ 特に支援を要望しない	3	協定 42.9 %

#### 4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定書作成・集落戦略作成に係る支援、また事務負担軽減に向けた支援を要望している集落協定が多いことから、書類作成等を含めた事務作業が大きな負担となっていると考えられ、事務委任等による事務負担軽減策を検討する必要がある。

#### 4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

協定内の事務作業等は、行政・農協・改良区OB等に頼っている実態を重視し、国は農業DXを推進していくなかで事務作業の簡便化・軽減化実現に向けて抜本的な改革を断行していただきたい。

### Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

#### 1. 継続の意向等

##### (1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		197 協定	94.3 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	20 協定	10.2 %
	広域化の意向はない	181 協定	91.9 %
廃止意向の協定数		11 協定	5.26 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	6 協定	54.5 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	9 協定	81.8 %
	③ 地域農業の担い手がないため	5 協定	45.5 %
	④ 農業収入が見込めないため	5 協定	45.5 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	4 協定	36.4 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	4 協定	36.4 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	3 協定	27.3 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	3 協定	27.3 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	協定	0.00 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	協定	0.00 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	協定	0.00 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能なため	協定	0.00 %
	⑬ その他	3 協定	27.3 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		7 協定	100.0 %
廃止意向の協定数		0 協定	0.0 %
協定 廃止 の 理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	0 協定	0 %
	② 後継者がいないため	0 協定	0 %
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	0 協定	0 %
	④ 集落協定に参加するため	0 協定	0 %
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	0 協定	0 %
	⑥ 農業収入が見込めないため	0 協定	0 %
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	0 協定	0 %
	⑧ 圃場条件が悪いため	0 協定	0 %
	⑨ 事務手続きが負担なため	0 協定	0 %
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	0 協定	0 %
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	0 協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	0 協定	0 %
	⑬ その他	0 協定	0 %

**集落協定の広域化等に対する推進方針**

現在、集落協定広域化加算を受けている5協定においては、継続的な集落活動が行えるよう市町村と連携を図りながら支援する。また、広域化の意向がある20協定については、関係市町村と連携を図りながら近隣協定との広域化の可否について検討する。

**廃止意向の協定に対する働きかけの方針**

次期対策に向け、事業説明を行いながら、近隣協定との広域化や統合を視野に市町村と連携を図りながら事業継続に向けた取組を支援する。

**1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】**

広域化の意向がある協定のみならず、廃止意向の協定においても、粗放的農地管理等を視野に入れながら、広域化へ向けた近隣協定との調整が必要である。



## 2. 協定の役員

### (1) 集落協定

#### ① 代表者

年齢	～59歳	20人 (10%)	60～69歳	64人 (31%)	70～79歳	104人 (50%)	80歳～	20人 (10%)
代表者になってからの年数	～2年	40人 (19%)	3年～7年	79人 (38%)	8年～	89人 (43%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	173 (88%)	協定	ない	24 (12%)	協定		

#### ② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	52人 (25%)	60～69歳	89人 (43%)	70～79歳	65人 (31%)	80歳～	2人 (1%)
担当者になってからの年数	～2年	31人 (15%)	3年～7年	83人 (40%)	8年～	94人 (45%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	189 (96%)	協定	ない	8 (4%)	協定		

#### ③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在		今後	
なし		191 協定	91.4 %	189 協定	90.4 %
あり		6 協定	2.9 %	8 協定	3.8 %
委任先	行政書士・公認会計士	協定	0.0 %	2 協定	25.0 %
	事務組合	協定	0.0 %	協定	0.0 %
	NPO	協定	0.0 %	協定	0.0 %
	集落法人	協定	0.0 %	協定	0.0 %
	J A	協定	0.0 %	協定	0.0 %
	土地改良区	協定	0.0 %	協定	0.0 %
	個人	1 協定	16.7 %	1 協定	12.5 %
	その他	5 協定	83.3 %	5 協定	62.5 %

## (2) 個別協定

### 交付対象者

交付対象者	個人	4 協定 (57%)	法人	3 協定 (43%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	～59歳	1 人 (14%)	60～ 69歳	3 人 (43%)	70～ 79歳	3 人 (43%)	80歳～	人 (0%)
後継者の有無	いる	3 協定 (43%)	いない	4 協定 (57%)				

### 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

市町村に要望する支援内容において、127協定で協定書作成に係る支援、87協定で事務負担軽減に向けた支援を要望しているが、実際に事務委任を行っているのは6協定に留まっているため、この6協定の事務委任先で広域的に事務受入れできる体制整備等を検討する必要がある。また個別協定においては、計画どおりの取組が行われているが、半数以上で後継者不足となっており、後継者確保に向けた取組が必要である。

### 2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

事務委任による集落協定活動への影響について検討を行い、関係者で共有していくことが肝要である。また、個別協定において7割が後継者不足である実態を踏まえ、後継者の確保や活動の広域化に取り組む必要がある。